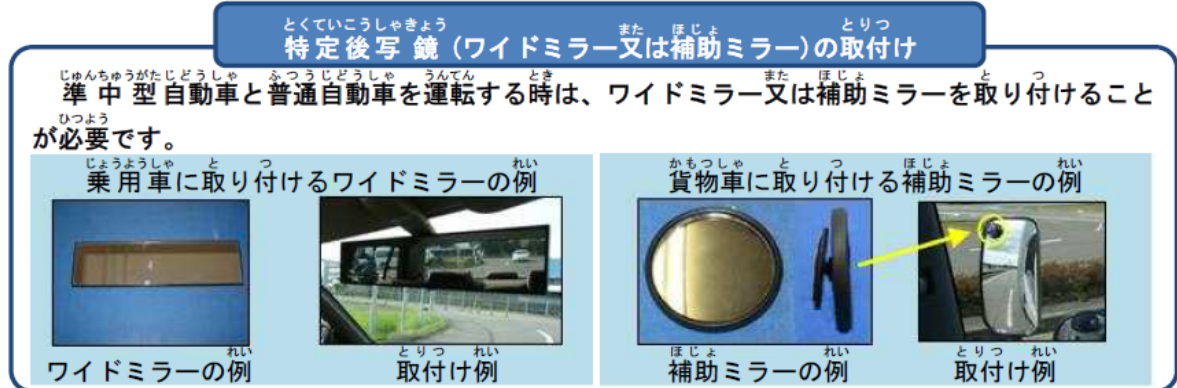
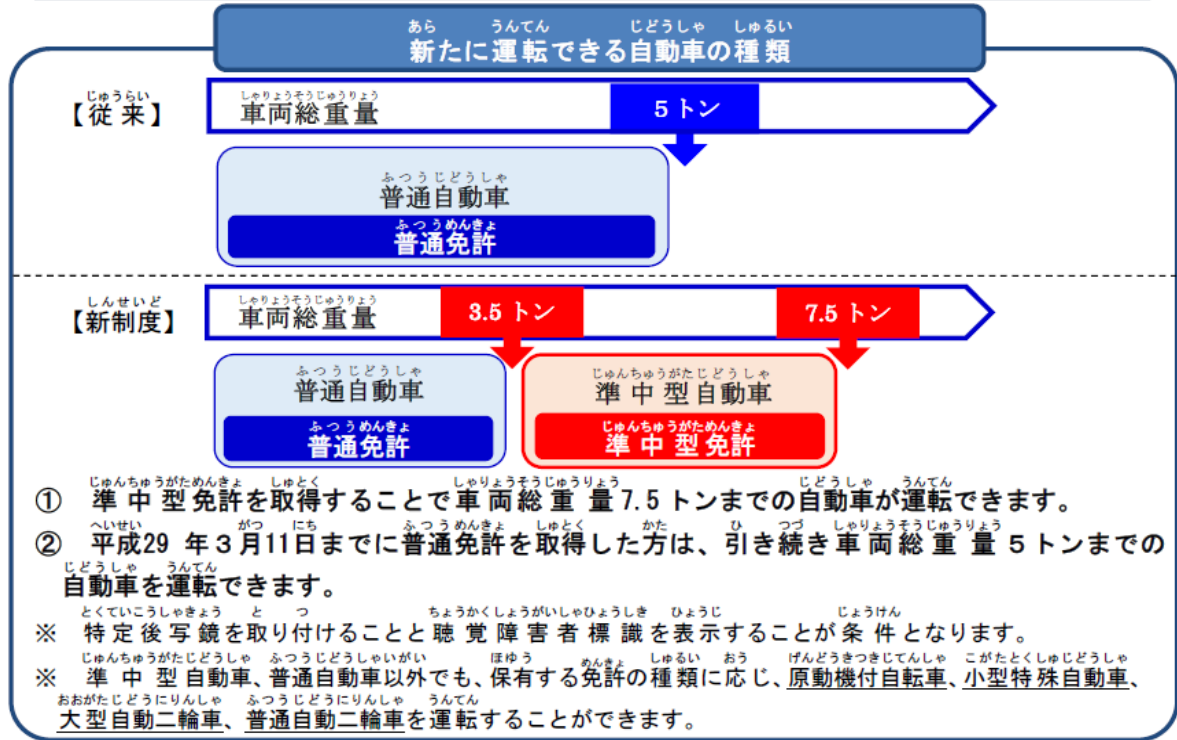


平成29年3月12日から、聴覚に障害がある方（補聴器を使用しても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方）が運転できる自動車の種類が広がります。



※ 原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転する時には、特定後写鏡を取り付けることと聴覚障害者標識を付けることは必要ありません。

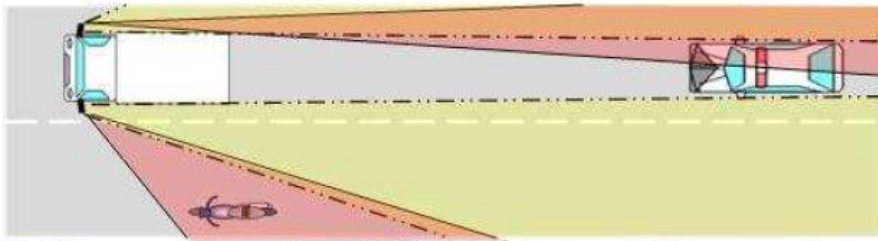
かもつじどうしゃ うし み じゅんちゆうがたじどうしゃなど うんてん と き ほじょ
貨物自動車などの後ろが見えない準中型自動車等を運転する時には、補助ミラーを活用しましょう。

補助ミラーとは

にもつ うし み かもつしゃ さきゆう とりつ
 荷物により後ろが見えない貨物車などの左右のサイドミラー（ドアミラー）に取り付けること
 じどうしゃ こうほう しかい かくほ かかみ
 で、自動車の後方の視界を確保することができる鏡のことです。

うんてんせきがわ ほじょ うちむ かくど つ じぶん くるま まうし しかい かくほ
 運転席側の補助ミラーは、内向きに角度を付けることで、自分の車の真後ろの視界を確保する
 ことができ、緊急車両などを発見し易くします。また、運転席と反対側の補助ミラーは、外向き
 にかくど つ うんてんせき ほんたいがわ ほじょ
 に角度を付けることで、運転席と反対側の斜め後方の視界を広げ、サイドミラーの死角にいる自動
 にりんしゃ しやりよう はっけん やす
 二輪車などの車両などを発見し易くします。

※ げんどうきつきじてんしゃ こがたとくしじどうしゃ おおがたじどうりにんしゃ ふつうじどうりにんしゃ うんてん ほじょ
 原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転するときは、補助
 ミラーを取り付ける必要ありません。



サイドミラーで見える範囲

補助ミラーで見える範囲

補助ミラーの取付け方法と実際の見え方

ほじょ
 補助ミラーは、サイドミラーのすみなどに取り付けて、ほんらいのサイドミラーの視界の妨げになら
 ないようにしましょう。

貨物車の運転席側に取り付けた補助ミラーの例



まうし きんきゆうしやりよう せつきんちゆう
 真後ろから緊急車両が接近中



サイドミラーでは緊急車両
 を確認できない。



補助ミラーでは真後ろの
 緊急車両を確認できる。

貨物車の運転席と反対側に取り付けた補助ミラーの例



サイドミラーの死角にいる
 自動二輪車



サイドミラーでは自動二輪車
 を確認できない。



補助ミラーでは死角にいる
 自動二輪車を確認できる。